**１　児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス種別**

**中野区**

　児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

**２　改正内容（指定権者に届出が必要なものに限る。）**

　　基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（ＯＪＴ２年以上）について、**以下のいずれの要件も満たす場合は、例外的に「ＯＪＴ６ヶ月以上」とする。**

|  |  |
| --- | --- |
| 要件（１） | 〇児童発達支援管理責任者基礎研修の受講開始時に、児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしている者 |
| 要件（２） | 〇障害児通所支援事業所において、個別支援計画（原案）作成業務【★】に６ヶ月以上（**※注**）従事する者  （下記ア・イ・ウのいずれか）   1. 児童発達支援管理責任者のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合 2. やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者を欠いている障害児通所支援事業所において、児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）が児童発達支援管理責任者とみなして、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 3. 令和４年３月末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、児童発達支援管理責任者とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 |
| 要件（３） | 〇要件（２）に従事することについて、指定権者へ届出を行っている者 |

　※注１　６ヶ月以上の実務経験とは、業務に従事した期間が６ヶ月以上であり、かつ実際に業務に従

事した日数が９０日以上であること

　※注２　個別支援計画（原案）作成業務【★】の頻度は、少なくとも概ね１０回以上実施することを

基本とすること

【★】個別支援計画（原案）作成業務とは

　・上記（ア）の場合、下記Ａ・Ｂ・Ｃ（個別支援計画の原案の作成まで）の業務に従事する者

　・上記（イ）・（ウ）の場合、下記ＡからＥ全て（個別支援計画の作成の一連）の業務に従事する者

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 〇利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。  （基準省令第２７条第２・３項等　参照） |
| Ｂ | 〇アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。  （基準省令第２７条第４項等　参照） |
| Ｃ | 〇個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第２７条第５項等、解釈通知第三の３(１６)②ア等　参照）  ※児童発達支援管理責任者のもとで、基礎研修修了者が業務に従事する場合は、児童発達支援管理責任者が開催する上記会議に参画すること。 |
| Ｄ | 〇上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を  　得、個別支援計画を利用者に交付する。  （基準省令第２７条第６・７項等、解釈通知第三の３(１６)②イ、ウ等　参照） |
| Ｅ | 〇定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モ  　ニタリング）を行い、少なくとも６月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。  （基準省令第２７条第８項等、解釈通知第三の３(１６)②エ等　参照） |

**３　届出方法について**

　　例外的な取り扱いを受けたい場合のみ、以下の手続きを行ってください。

1. 児童発達支援管理責任者実践研修の申込前までに行う手続き

ア　障害児通所支援事業所は、基礎研修修了者に対し、要件（２）に該当するＯＪＴを実施することを届出様式に必要事項を記載の上、要件（２）に従事した事業所を所管する中野区指定権者へ郵送で提出してください。

　イ　各サービス所管で、内容等を審査します。

　　　受付可能と判断できた場合は、「受付印」を押印した届出様式の写しをメールで返送します。

　　　受付できない場合は、その旨をメールで回答します。

**【届出に伴う注意事項】**

・事業所の届出台帳等を確認するため、**届出から審査に1週間程度かかります**。

・児童発達支援管理責任者実践研修の申込前に中野区への届出及び審査回答まで完了してください。

・この届出は基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（ＯＪＴ）の期間の例外的な取扱いについて審査するものです。研修の受講可否とは異なりますので、ご注意ください。

【送付先】〒164-8501　東京都中野区中野四丁目８番１号

　　　　　　　　　　　中野区役所　障害福祉課　子ども発達支援係　行き

（２）児童発達支援管理責任者実践研修の修了証が交付された後に行う手続き

　障害児通所支援事業所は、研修の修了証及び実務経験証明書等と共に、児童発達支援管理責任者として配置する旨の届出を提出してください。